



「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会報告書」の公表

予防課

1 はじめに

消防庁では、平成25年2月8日に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を発足させ、認知症高齢者グループホーム等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきた。9月6日に公表した検討部会の報告書の概要を紹介する。報告書の全文については、消防庁のホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2509/250906_1houdou/houkokusyo.pdf) を参照していただきたい。

2 長崎県長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要

平成25年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホーム「グループホームベルハウス東山手」において、死者5名、負傷者7名という重大な人的被害を伴う火災が発生した。

火災の発生した建物は、昭和40年に建築された鉄骨造一部木造の地上4階建の建物であり、階段における堅穴区画が建築基準法令に不適合であった（図1参照）。また、消防法令に基づく消防用設備等は設置され点検も実施されていたが、一部誘導灯のバッテリー切れがあったほか、避難訓練は平成19年12月に実施以降、実施し



図1 火災建物（中央白の建物）の外観



図2 火災建物の平面図及び在館者の状況

（備考）「救出」とは施設の従業員又は近隣住民等が助け出したものであり、「救助」とは消防隊員が助け出したものである。

た旨の報告がなされていなかった。建物の平面図及び火災発生後の在館者の状況は図2のとおりである。

出火原因については、2階10号室の加湿器（火災の発生のおそれがあるとしてリコールの対象となっていたもの）から出火したものと推定される。

3 全国の認知症高齢者グループホーム等に対する実態調査の概要

全国の消防本部において、自力避難が困難な者が入居等する施設であって、平成19年度の消防法施行令改正前にはスプリンクラー設備の設置義務がなかったものを対象として、施設の概要、スプリンクラー設備の設置有無等について、福祉部局と連携を図り緊急調査を行った。調査結果は表1のとおり。

4 認知症高齢者グループホーム等における今後の火災対策のあり方

1 認知症高齢者グループホーム火災に係る課題

自動火災報知設備の鳴動後に、火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかったほか、消防訓

表1 高齢者福祉施設等におけるスプリンクラー設備の設置状況

(275㎡未満の施設)	施設数	スプリンクラー設備			
		設置済		設置無	
施設総数	7,189	2,238	(31%)	4,951	(69%)
高齢者福祉施設	3,910	1,853	(47%)	2,057	(53%)
うち認知症高齢者グループホーム	2,082	1,544	(74%)	538	(26%)
障害者福祉施設	2,221	249	(11%)	1,972	(89%)
上記以外のもの	1,162	159	(14%)	1,003	(86%)

(備考) 平成25年2月消防庁調べ。1棟に複数の福祉施設区分が存在する棟がある等の理由により、内訳の合計が施設総数とは一致しない。

練が十分に実施されておらず、初期消火のための消火器が用いられなかった。また、防火区画が建築基準に不適合であったことについて、関係行政機関間で情報が共有されておらず、改善が図られていなかった。

2 ソフト面での対策

(1) 従業員教育

認知症高齢者グループホームでは夜間の介助者が少なく、また、常に防火管理者が業務に従事している可能性も低いことから、全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応することができるよう、採用時等定期的に教育を実施していくことが必要である。

(2) 効果的な訓練の実施

火災発生時の初期対応は、施設の従業員が行うこととなるが、限られた人数及び時間の中で、初期消火、消防機関等への通報、入所者の避難誘導等を行うためには日頃の消防訓練が重要である。

3 ハード面での対策

(1) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動

本件火災における状況からみると、少人数の介助者で多数の認知症高齢者の避難誘導を行うことが求められる認知症高齢者グループホームの特性を踏まえると、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにすべきである。

(2) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

①基本的な考え方

避難誘導に要する時間を確保するための具体的な対策として、従前は275㎡以上の施設のみに義務づけているスプリンクラー設備を、原則として全ての施設に設置するよう、設置対象を見直すべきである。

②スプリンクラー設備の設置に係る例外の考え方

表2 スプリンクラー設備の設置が免除される構造

	具体的な構造	
	(1)延べ面積が275㎡未満のもの (2)に該当するものを除く。	(2) 1戸建て延べ面積が100㎡以下の1フロアのもので、かつ居室が3以下のもの
例外1 火災が発生しても火災が拡大しにくく、煙も生じにくいように措置されたもの	ア：延焼抑制構造の区画(①)を有する イ：壁・天井の不燃性が高い(②)ものとなっていること。 ※現行の延べ面積が275㎡以上1,000㎡未満のもので免除される要件と同様。	壁・天井の不燃性が高い(②)ものとなっていること。
例外2 例外1と同等の安全性を有するもの	ア：延焼抑制構造の区画(①)を有する イ：避難が容易な構造(③)を有するものとなっていること。	避難が容易な構造(③)を有するものとなっていること。

①延焼抑制構造の区画

準耐火構造の床・壁で区画され、開口部の面積が一定以下で、当該開口部に自閉式等の防火戸が設けられており、区画された部分の床面積が100㎡以下で、居室が3以下のもの。

②壁・天井の不燃性が高い

壁・天井のうち、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料であり、その他の部分にあっては難燃材料であること。

③避難が容易な構造

避難階のみに要介助者が入居している施設において、早期感知や屋外から直接に避難誘導できる経路の確実な確保が図られており、かつ、火災の影響が少ない時間内に介助者が入居者を屋外に避難させられることが個別に検証されたもの。

ただし、一定面積以下ごとに準耐火構造等で区画され、かつ、居室・廊下における延焼拡大が抑制された構造である施設については、スプリンクラー設備を用いずとも、火災時の避難誘導が有効に行われると想定されることから、現行の275㎡以上1,000㎡未満の施設と同様に、スプリンクラー設備の設置を不要としても必要な安全性は確保されるものとする。

5 おわりに

現行の消防法令上、高齢者福祉施設と同様の火災危険性があるものとして、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げられている障害者施設等については、本検討部会の検討結果を踏まえつつ、別途設置した「障害者施設等火災対策検討部会」で火災予防対策の詳細について検討を進めていく。障害者施設等の取扱いについて結論が得られ次第、自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化やスプリンクラー設備の設置基準の見直し等の必要な措置を講じてまいりたい。

問い合わせ先

消防庁予防課設備係 鈴木係長
TEL: 03-5253-7523